

第1章 禁止行為の概要

第1節 喫煙・裸火使用・危険物品持込みの規制

劇場、百貨店、展示場などでは、喫煙、裸火の使用、そしてガソリンなどの危険物品の持込みが条例第23条で禁止されています。

1 規制に至った背景

喫煙や裸火の規制が行われるきっかけとなったのは、昭和33年に起きた東京宝塚劇場の火災でした。

火災当日、舞台上では、建物が放火され炎上する場面が演じられており、火災の実感を出すために、吹きボヤと呼ばれる火の粉を吹き出す道具が使われていました。この吹きボヤの火の粉が背景の幕に燃え移ったため、本物の火災となり、死者3人、怪我人25人を出す惨事となりました。

この火災を教訓として、劇場での「裸火」の使用などが禁止され、同様の危険性を有する百貨店などでも規制が行われることとなりました。

2 規制の趣旨

劇場や百貨店など大勢の人で混雑する場所で火災が起きると、多数の死傷者が発生し大きな被害となることから、主に利用者が大勢出入りする場所での「喫煙」「裸火使用」「危険物品持込み」の各行為を禁止し、火災を予防することを目的とした規制が行われています。

しかし、これらの行為を全面的に禁止してしまうと、文化、経済活動や社会生活に支障をきたすこととなるため、事前に申請を行い、消防署長が、消防総監が定める基準（以下「解除の基準」という。）に適合していると認めるときは、例外としてこれらの行為を必要最小限の範囲内で行うことができるとされています。これを「解除承認」といいます。



屋内展示場の公衆の出入りする部分における禁止行為の標識